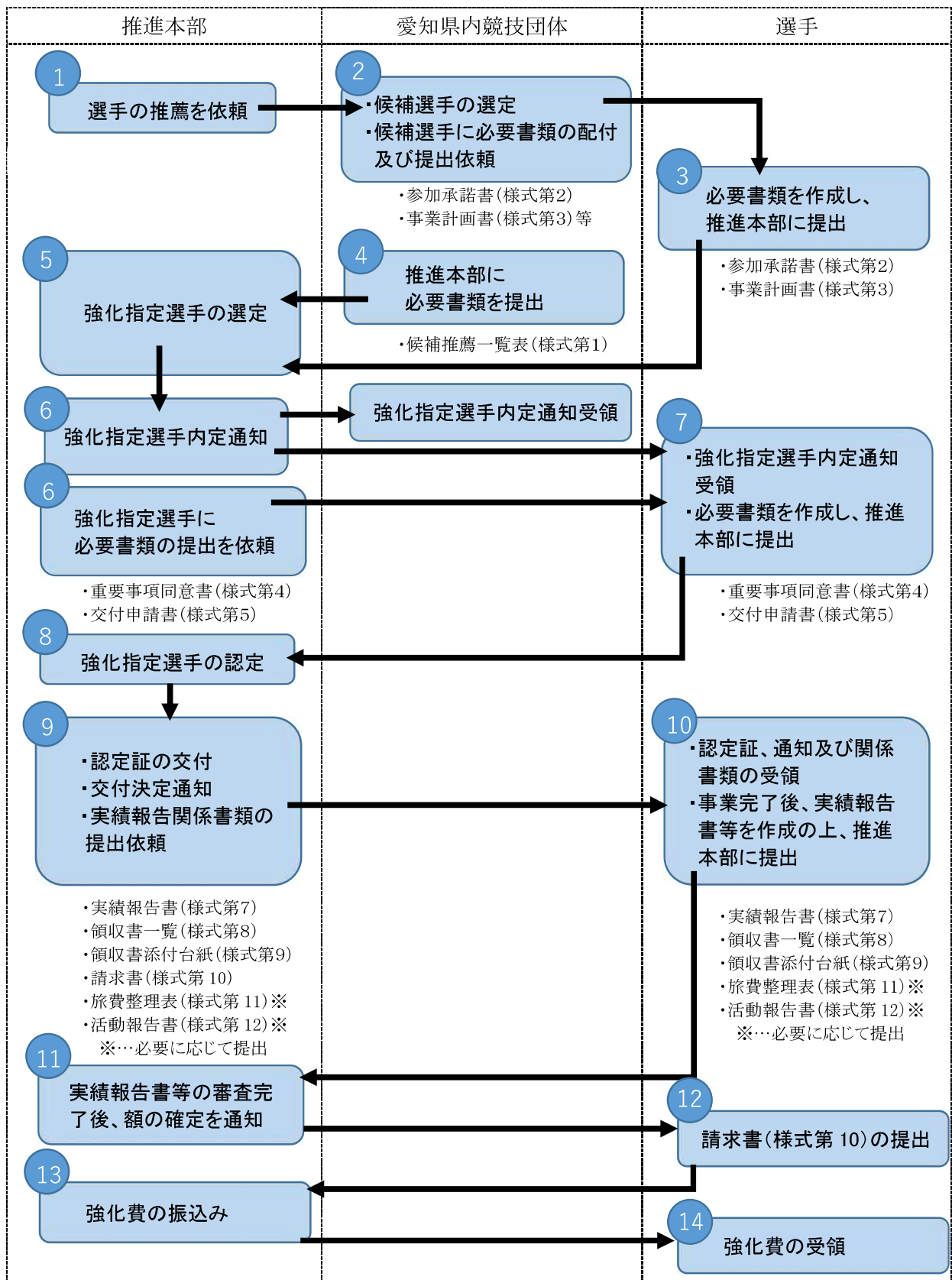


オリンピック・アジア競技大会等選手強化事業 選手強化費交付要綱（概要版）

強化指定区分 及び交付額		オリンピック・アジア競技大会等強化指定選手 上限30万円
		パラリンピック・アジアパラ競技大会等強化指定選手 上限50万円
指定 条件	オリンピック・アジア競技大会等国際競技大会への出場を目指す選手で、競技団体から推薦された者。指定期間は当該年度の4月1日から3月 31 日までとする。	
【実績に関する条件】	次の全てに該当すること(過去2か年度以降の実績を対象とする。) ○オリンピック・アジア競技大会等強化指定選手 日本代表及び日本代表候補(年代別カテゴリーを含む) ※ 競技団体は、日本代表等に選出されている選手がいない場合に限り、記録や大会成績をもとに、日本代表・代表候補と同等の競技力がある者を推薦することができる。 (各競技団体最大2名まで) ○パラリンピック・アジアパラ競技大会等強化指定選手 日本代表及び日本代表候補(年代別カテゴリーを含まない)	
【実績以外の条件】	次のいずれかに該当すること。 ① 愛知県に活動拠点がある(県内に在勤・在学をしている)。 ② 愛知県で選手登録している。 ③ 愛知県内の小学校もしくは中学校を卒業した。	
推薦手順 交付手順	別紙フローチャートのとおり	
そ の 他	① 事業期間は当該年度の4月1日から1月31日までとする。 ② 事業計画終了後、速やかに(1か月以内)報告書を提出すること。 ③ 実績報告書は1月31日まで(消印有効)に提出すること。期限を過ぎた場合は強化費を支給しない。	

○強化指定選手候補推薦手順及び選手強化費交付手順 フローチャート

※オリンピック・アジア競技大会等強化指定選手(愛知県内競技団体推薦分)



○強化指定選手候補推薦手順及び選手強化費交付手順 フローチャート

※オリンピック・アジア競技大会等強化指定選手(中央競技団体推薦分)

パラリンピック・アジアパラ競技大会等強化指定選手

